(二)　店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税制度の対象となる店頭デリバティブ取引の範囲に、当該店頭デリバティブ取引に含めて証拠金の計算を行うことができる取引を含めることとした。（租税特別措置法第四二条関係）

(三)　国外関連者との取引に係る課税の特例等について、次の措置を講ずることとした。

(1)　独立企業間価格の算定に関する文書化制度の整備（租税特別措置法第六六条の四及び第六八条の八八関係）

イ　独立企業間価格を算定するために必要な書類の同時文書化義務

法人が国外関連者との間で国外関連取引を行った場合には、当該国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる一定の書類を確定申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、保存しなければならない。

ロ　同時文書化義務が免除される国外関連取引

法人が当該事業年度の前事業年度等において一の国外関連者との間で行った国外関連取引が次のいずれにも該当する場合等には、当該法人が当該事業年度において当該一の国外関連者との間で行った国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる一定の書類については、右記イによる作成・保存等の義務（以下「同時文書化義務」という。）を免除する。

(イ)　一の国外関連者との間で行った国外関連取引につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が五〇億円未満であること。

(ロ)　一の国外関連者との間で行った国外関連取引（特許権、実用新案権その他一定の資産の譲渡若しくは貸付け又はこれらに類似する取引に限る。）につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が三億円未満であること。

ハ　独立企業間価格を算定するために必要な書類の提出等がない場合の推定課税及び同業者調査の要件の明確化

(イ)　同時文書化対象国外関連取引に係る推定課税及び同業者調査

次に掲げる場合に該当するときは、一定の方法により算定した金額を独立企業間価格と推定した課税（以下「推定課税」という。）及び同種の事業を営む者に対する質問検査（以下「同業者調査」という。）を行うことができる。

①　税務職員が、法人に同時文書化義務のある国外関連取引（以下「同時文書化対象国外関連取引」という。）に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる一定の書類の提出等を求めた場合において、その提出等を求めた日から四五日を超えない範囲内においてその提出等の準備に通常要する日数を勘案して税務職員が指定した日までにこれらの提出等がなかったとき

②　税務職員が、法人に同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる一定の書類の提出等を求めた場合において、その提出等を求めた日から六〇日を超えない範囲内においてその提出等の準備に通常要する日数を勘案して税務職員が指定した日までにこれらの提出等がなかったとき

(ロ)　同時文書化免除国外関連取引に係る推定課税及び同業者調査

税務職員が、法人に同時文書化義務のない国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる一定の書類の提出等を求めた場合において、その提出等を求めた日から六〇日を超えない範囲内においてその提出等の準備に通常要する日数を勘案して税務職員が指定した日までにこれらの提出等がなかったときは、推定課税及び同業者調査を行うことができる。

(2)　外国法人の内部取引に係る課税の特例、内国法人の国外所得金額の計算の特例、連結法人の連結国外所得金額の計算の特例、非居住者の内部取引に係る課税の特例及び居住者の国外所得金額の計算の特例に係る文書化制度について、右記(1)と同様の措置を講ずる。（租税特別措置法第四〇条の三の三、第四一条の一九の五、第六六条の四の三、第六七条の一八及び第六八条の一〇七の二関係）

(3)　国別報告事項の提供制度の創設（租税特別措置法第六六条の四の四関係）

イ　最終親会社等による国別報告事項の提供

特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人（最終親会社等又は代理親会社等に該当するものに限る。）は、当該特定多国籍企業グループの国別報告事項（構成会社等の事業が行われる国又は地域ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額その他一定の事項をいう。以下同じ。）を、各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、特定電子情報処理組織を使用する方法により、税務署長に提供しなければならない。

ロ　最終親会社等以外の構成会社等による国別報告事項の提供

特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人（最終親会社等又は代理親会社等に該当するものを除く。）又は当該構成会社等である恒久的施設を有する外国法人は、最終親会社等（代理親会社等）を指定した場合には、代理親会社等の居住地国の税務当局が国別報告事項に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められる一定の場合に該当するときは、当該特定多国籍企業グループの国別報告事項を、各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、特定電子情報処理組織を使用する方法により、税務署長に提出しなければならない。

ハ　国別報告事項の不提供に対する罰則

正当な理由がなく国別報告事項をその提供の期限までに税務署長に提供しなかった者は、三〇万円以下の罰金に処する。ただし、情状によりその刑を免除することができる。

(4)　事業概況報告事項の提供制度の創設（租税特別措置法第六六条の四の五関係）

イ　事業概況報告事項の提供

特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は当該構成会社等である恒久的施設を有する外国法人は、当該特定多国籍企業グループの事業概況報告事項（組織構造、事業の概要、財務状況その他一定の事項をいう。以下同じ。）を、各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、特定電子情報処理組織を使用する方法により、税務署長に提供しなければならない。

ロ　事業概況報告事項の不提供に対する罰則

正当な理由がなく事業概況報告事項をその提供の期限までに税務署長に提供しなかった者は、三〇万円以下の罰金に処する。ただし、情状によりその刑を免除することができる。

4　資産課税

(一)　農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第七〇条の四、第七〇条の四の二及び第七〇条の六関係）

(1)　納税猶予の期限の確定事由から、特例適用農地等に民法第二六九条の二第一項の地上権が設定された場合において受贈者等がその特例適用農地等の耕作を継続しているときにおける当該地上権の設定を除く。